第

2317

묶



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 6月 17日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 海外赴任者の国内留守家族が受ける給与

A: 奥様には所得税は課税されません。

## 【解説】

所得税では、1年以上国内に住所を有しない者を非居住者といい、非居住者については日本国内で生じた所得にのみ所得税が課されることとされています。あなたのように2年間の予定で海外で勤務する人も非居住者となり、海外での労働の対価に対しては、日本の所得税は課されません。

また、給与所得者が労働の対価として支払を受ける給与の所得は、その労働を提供した本人に帰属し、かつ納税義務者もその本人となります。

ご質問の場合、表面的にはあなたの奥様が、 会社から給与の支払を受けているようにみえ ますが、双方の事務手続きや費用の負担をな くすために奥様に直接渡しているだけのこと であって、その給与の実質は、あくまでもあ なたに対する労働の対価であると考えられま す。

したがって、あなたの奥様はあなたの給料 を代理で受取っているにすぎませんので、所 得税を課されることはありません。







